

生徒心得・校則

1 生活目標

- (1) 本校生徒は校訓を重んじ、芦高生としての誇りをもって自主自律的に行動する。
- (2) 健康に留意し、学業に最善を尽くす。
- (3) 互いに尊敬協力し、礼儀を正しくする。
- (4) 責任を重んじ、勤労を尊ぶ。
- (5) 寛容性を養い、和やかな校風を創造する。

2 礼儀作法

- (1) 職員・生徒互いに親愛し、常に礼儀正しく、敬愛の念をもって挨拶すること。
- (2) 学校訪問者には、礼儀正しく親切に対応すること。
- (3) 先生方の教示は、素直に受け入れること。
- (4) 丁寧で、正しく、はっきりと品位ある言葉づかいを心掛けること。
- (5) 男女交際は互いに敬愛の念を持ち、激励しあって人格の向上に努めること。また、節度を守り、清純明朗であること。

3 登下校

- (1) 通学の際は、本校所定の服装とし、8:20朝読書開始前までに登校すること。
- (2) 登下校の途中においては、公衆道徳を守り、本校生徒として節度ある態度をとること。特に交通規則は遵守し、絶対に事故のないように十分気をつけること。
- (3) 下校時間は年間を通して原則19時30分完全下校とする。
- (4) 生徒証明書を常に携帯すること。

4 校内生活

- (1) 欠席・遅刻については、8:20朝読書開始前までに保護者から学校に連絡すること。
- (2) 登校後は無断外出をしないこと。やむを得ず外出をする場合は、必ず担任の許可を得ること。
- (3) 貴重品は持参しない。やむを得ず持参する場合は、必ず身につけ、教室を離れる場合には教師に預けること。紛失したり拾得したときは、直ちに届け出ること。
- (4) 校舎内外の美化と整理整頓に努め、建物・備品・器具器機等の公共物を大切にすること。もし、誤って損傷した場合は担任又は係職員に届け出ること。
- (5) 校舎内外を問わず各種掲示物・配布物は事前に必ず許可を得ること。
- (6) 地震・火災その他非常時は、秩序を保ちながら落ち着いて行動すること。
- (7) 携帯電話は生徒の安全性を第一に考え、本校規定を遵守することを条件に校内への持込を許可する。校内においては電源を切りバッグの中で保管し、学校敷地内及び周辺での使用は禁止する。許可した場所以外での使用については規定により指導を行う。
- (8) 通信機能等が付いた時計（スマートウォッチなど）やタブレット端末等は事故防止等の観点から持ち込まないこと。また、その他、学校生活に必要な物は持ち込まないこと。

5 校外生活

- (1) 常に本校生徒としての自覚と誇りをもって行動し、自分の言行には責任をもち、他の模範となるように努めること。
- (2) 外出時は、服装・態度に十分注意すること。さらに外出の際は、保護者に行先・用件・帰宅時間を必ず告げること。
- (3) 外出する場合は午後9時までは帰宅すること。夜間外出は、禁止する。
- (4) 無断で宿泊、旅行、集会、金銭・物品の募集あるいは販売をしないこと。
- (5) 飲酒・喫煙・暴力行為・金銭強要・窃盗等は絶対にしないこと。
- (6) 未成年の立ち入りが禁止されている各種遊技場（パチンコ・競馬場等）には立ち入らない。カラオケボックスやネットカフェ等を利用する場合は保護者同伴、または保護者責任のもととする。
- (7) 原動機付自転車免許取得については、原則バイク通学生のみとする。
- (8) 交通道徳・車内道徳・交通法規を守り、他人に迷惑をかけない。特に自転車の2人乗り、無免許運転、スピード違反、ヘルメット無着用、不正乗車をしてはならない。
- (9) テレビへの出演、コンテスト、集会等の校外行事に参加する場合には、「校外行事参加届け」を提出し、許可を得ること。
- (10) 校外で指導を受けた場合や違反・事故が起きた場合は直ちに学校に連絡すること。
- (11) 地域の指導員、八代・芦北・水俣地区等補導教師の指示には素直に従うこと。

6 家庭生活

- (1) 長期休業中の生活においては、学習や部活動、ボランティア等に力を注ぎ、計画を立てて有意義な時間とすること。
- (2) アルバイトは原則禁止とする。ただし、長期休業中は規定に基づき許可する。その際、校内の事前説明会に参加すること。その後、所定の許可願を提出し、校長の許可を得ること。なお、アルバイト先や内容・時間・環境等を調べ、無理のないように注意すること。また、報酬の使途については保護者と相談すること。
- (3) 地域の各種行事に対しては、常に本校生徒としての自覚を持って参加すること。

7 自転車・バイク通学及び自動車の免許取得規定

(1) 自転車・バイク通学規定

規定に基づき、所定の通学願を提出し、校長の許可を受けること。許可された者は、道路交通法や下記規定を遵守すること。違反をした者は自転車・バイク通学を取り消し、または期間を定めて停止することがある。

① 自転車通学規定

- ア 通学距離による制限はしない。
- イ 販売店の安全点検を受けること。自転車通学を許可された者は、規定のステッカー代を納入し、ステッカーを車体後方泥よけに貼ること。
- ウ 雨天時の自転車の通学にあつては、雨合羽を着用すること。傘の使用を禁止する。

② バイク通学規定

- ア 学校と自宅の距離が10km以上または、自宅から最寄りの駅・バス停まで5km以上とする。ただし、公共交通機関による通学が著しく困難な場合や特別な事情がある場合は、別途審議する。
- イ 販売店の安全点検を受けること。バイク通学を許可された者は、規定のステッカー代を納入し、ステッカーを車体後方泥よけに貼ること。
- ウ 使用車体は50cc以下、スクーター型とする。普通二輪車の免許取得は認めない。
- エ 通学にあつては、道路交通法を厳守するとともにフルフェイスヘルメットを正しく着用すること。学校指定のジャンパーを着用すること。
- オ バイクの貸借は厳禁とする。
- カ 交通違反をした者は、速やかに生徒指導部交通係に届け出ること。
- キ 通学以外の目的で使用してはならない。ただし、部活動における移動や実習施設への参加等の目的で使用する場合は、顧問や各担当、生徒指導交通係に相談すること。

(2) 自動車免許取得規定

- ① 免許取得時期は3年生の第2回定期考査以降とする。ただし、欠点を保持する者、校納金等の未納がある者は許可しない。
- ② 免許取得を希望する者は、校内の事前説明会に保護者同伴で参加すること。その後、所定の許可願を提出し、校長の許可を得ること。
- ③ 仮免許取得試験を受験する場合は、1回のみ公欠を認める。本免許取得試験は卒業式後とする。

8 服装容儀規定

本校生徒としての品位を保ち、質素にして清潔端正でなければならない。

- (1) 制服は変形加工等をせず、正しく着用すること。
- (2) 頭髪は常に清潔にすること。パーマ、染色等は禁止とする。
- (3) ピアス、ネックレス、指輪等の装飾品は身につけない。化粧、アイプチ、カラーコンタクトの使用を禁止する。
- (4) 服装

原則として冬服は10月から5月、夏服は6月から9月とするが、気候等に応じ各自で適宜移行すること。また、やむを得ない事由により異装する場合には、担任に相談すること。

- ① 靴下は黒色・白色・紺色の単色とする。
- ② 通学靴は、運動靴やスニーカー、ローファー等の短靴とする。かかととは踏みつけないこと。
- ③ 上履きは学校規定のものとする。
- ④ マフラー、ジャンパー・コート等は登下校時のみ着用を許可する。なお、バイク通学生のジャンパーは別に定める。
- ⑤ ズボン着用時はベルトを必ず締めること。色は黒・濃紺・濃茶とする。
- ⑥ その他必要な事項は別に定める。

9 校則について

本校では、生徒自身が校則の意義を理解し、校則に対する主体的な態度を身につけ、自主的に校則を守ることができるよう指導する。

- (1) 校則はホームページに公開し、周知を図る。
- (2) 校則見直し等の取組を年度内に1度は実施する。
- (3) 見直し等にあたっては、生徒会からの意見を聴いて原案を作成し、育友会に諮り、職員会議で決定する。